

平成27年(ワ)第335号損害賠償請求事件

原告

被告



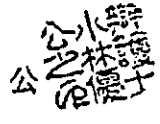
株式会社●●●, 高崎市

準備書面 2


平成28年5月12日

前橋地方裁判所高崎支部民事B係 御中

被告高崎市訴訟代理人

弁護士 小林 優 

弁護士 小嶋 一 

弁護士 松村 真 

第1 原告の反論 (平成28年4月11日付準備書面(2)・第4) に対する認否反論

1 同1 (「被告市は、原告の求釈明に対して」) に対して

- (1) 第1段落 (「『高崎市建築基準法…』で始まる項) について
否認ないし争う。

建築主事が求める必要な書類は、建築主の申請内容に左右される。つまり、申請内容によって、建築主事が建築基準関係規定に適合するの否かを判断するために必要な書類が異なるのである。

- (2) 第2段落 (「しかし、建物の」で始まる項) について

否認ないし争う。原告は「建築確認の要件」と「確認申請の添付図書」とを混同していると思われる。

高崎市建築基準法施行細則第3条(乙B4)は「確認申請書の添付図書」を規定しているものであり、「建築確認の要件」を定めているわけではない。建築確認の要件は一律である。

すなわち、答弁書ですでに主張したとおり、建築基準法第6条第1項に規定する「建築基準関係規定」に適合しているか否かを確認するために必要な書類として、省令である建築基準法施行規則第1条の3における「確認の申請書」

が規定されている。そのほかに、高崎市建築基準法施行細則第3条(4)における「その他建築主事が必要と認めるもの」として、「建築基準関係規定」に適合しているか否かを確認するために必要な図書を定めているのである。

したがって、高崎市建築基準法施行細則第3条(4)の規定により建築主事が「申請の内容によって建築主事が個別具体的に判断する」という取扱いをすることには合理的根拠がある。

(3) 第3段落(「被告市では、」で始まる項)について

審査表(甲2)、建築物受理時審査表(甲3)の記載自体は認める。その余は否認ないし争う。

審査表(甲2)、建築物受理時審査表(甲3)は審査の際にチェックする可能性のある事項をまとめたものに過ぎず、建築確認の要件を記載したものではない。そのため、審査表(甲2)の総則等記載の「土地証明」欄の「公図」「使用承諾書」「売買契約書」の添付が無いことを理由に建築確認をしないということとはできない。

また、審査表(甲2)の総則等には原告が指摘する上記事項以外に「農地転用(許可届出)」、「区画整理法76条許可」、「風致地区許可」、「景観条例届出」との記載もある。これらの許可等は、他の項目と異なり「法令等」欄に「6条」「令9条」のような条文の記載はない。したがって、当該許可等は、「建築基準関係規定」、すなわち建築確認の要件ではないため、当該許可等が必要な建築計画であり、かつ当該許可等がない場合であったとしても建築確認をしなければならない。このことは、使用承諾書についても同様である。

(4) 第4段落(「被告市の」で始まる項)について

否認ないし争う。

2 同2(「又、被告市は、」で始まる項)に対して

(1) 第2段落(「仮に、」で始まる項)ないし第7段落(「建築確認申請に当り」で始まる項)について

全体として否認ないし争う。

答弁書・第3の2ですでに主張しているとおおり、被告高崎市は、建築確認の要件ではないものの、建築敷地にまつわる建築主と近隣住民との後のトラブルを未然に防止する観点から、行政指導として土地使用承諾書を求めている。

本件においても、被告高崎市が、被告●●夫妻に土地の使用承諾書を求めたのは、上記理由が全てである。

土地使用承諾書が不可欠ではないからこそ、被告●●夫妻が、「●●町字●●●●-●の接道の為に、●●●-●共有者の同意書がもらえない理由書」(乙B3)を提出することで足りたのである。

(2) 第8段落(「因みに」で始まる項)について

否認ないし争う。何度も主張しているとおりに、行政指導として求めているにすぎない。

被告高崎市において、土地使用承諾書の添付が無いことを理由として建築確認済み証が交付されなかった事例があったという趣旨であれば、当該事例を明らかにされたい。【求釈明】

(3) 第11段落(「しかし、」で始まる項)について

否認ないし争う。

土地使用承諾を建築確認の要件とする内規は存在しないことは、平成28年3月15日付準備書面1においてすでに主張済みである。

(4) 第12段落(「因みに、」で始まる項)について

前橋地裁平成22年7月21日判決、東京高裁平成24年12月12日判決があることは認める。

(5) 第13段落(「この裁判では、」で始まる項)及び第14段落(「本件において、」で始まる項)について

否認ないし争う。

上記裁判例では都市計画法第29条第1項の許可(開発許可)が問題となった事案である。上記裁判例の事案と本件とは、そもそも法令が異なっている。また、許可とは、法令に基づき一般的に禁止されている行為について、特定の場合または特定の人に限って当該禁止を例外的に解除するという法律効果を有する行政行為である。他方、確認とは、ある事実や法律関係が存在するか否かを公的に判断する行政行為である。建築確認について言えば、建築基準関係規定に適合するか否かを公的に判断する行為にすぎず、一般的に禁止されている行為を例外的に解除するものではない。したがって、開発許可が問題となった上記裁判例と本件とは関連性が全く無い。

第2 再度の求釈明に対して

土地使用承諾書の添付は必要ないという趣旨である。

以上

平成27年(ワ)第355号損害賠償請求事件

原告 [REDACTED]

被告 [REDACTED], 株式会社 [REDACTED], 高崎市

証拠説明書 2

平成28年5月12日

前橋地方裁判所高崎支部 御中

被告高崎市 訴訟代理人

弁護士 小林 優

小林優
公認
印

弁護士 小嶋 一

小嶋一
公認
印

弁護士 松村 真

松村真
公認
印

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙B 4	高崎市建築基準 法施行細則(抜 粋) 写し	S58.9.30	被告高崎市	・同施行細則第3条(4)には、 建築基準関係規定に適合し ているか否かを確認するた めの確認の申請書の添付図 書(要件判断のための図書) として、「その他建築主事が 必要と認めるもの」と規定 されていること。	

乙B第4号証

○高崎市建築基準法施行細則

昭和58年9月30日

規則第28号

高崎市建築基準法施行細則(昭和49年高崎市規則第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)、高崎市建築基準法関係手数料条例(平成12年高崎市条例第22号。以下「市条例」という。)及び群馬県建築基準法施行条例(昭和58年群馬県条例第15号。以下「県条例」という。の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平12規則7・平22規則15・一部改正)

(認定の申請)

第2条 次に掲げる認定を受けようとする者は、認定申請書(別記様式第1号)正本及び副本2部を市長に提出しなければならない。

- (1) 法第3条第1項第4号若しくは第42条第2項又は政令第115条の2第1項第4号ただし書若しくは第137条の16第2号に規定する認定
- (2) 県条例第5条ただし書、第7条ただし書、第9条の2ただし書、第14条、第19条第2号、第21条ただし書、第23条第2項第1号ただし書、第26条第2号又は第32条に規定する認定

2 前項の認定申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 2面以上の立面図
- (5) 2面以上の断面図
- (6) 土地の所有者及び敷地面積を証する書類
- (7) 公図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図をいう。)又は土地の形状を証する図面
- (8) その他市長が必要と認めるもの

3 省令第10条の16第1項第4号及び第2項第3号並びに第10条の21第1項第3号の特定行政庁が規則で定める図書は、前項第5号から第8号までに掲げるものとする。

4 市長は、第1項の認定をしようとするときは、認定通知書(別記様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(昭63規則36・平2規則18・平3規則25・平5規則56・平11規則29・平12規則7・平15規則42・平17規則58・平22規則15・平27規則12・一部改正)

(確認申請書の添付図書)

第3条 法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 制限建築物・工作物調査書(別記様式第3号)(法第51条に規定する建築物について、政令第130条の2の3に定める規模の範囲内において、建築物の新築、増築又は用途変更をする場合に限る。)
- (2) がけの上端又は下端から当該建築物までの水平距離並びにがけの形状及び土質を示す図書(県条例第4条に規定する災害危険区域又は県条例第5条に規定するがけに接し、若しくは近接する場所に建築物を建築する場合に限る。)
- (3) 建築物防災計画書(別記様式第3号の2)(第10条第1項に規定する建築物を建築し、又は当該建築物に用途を変更する場合に限る。)
- (4) その他建築主事が必要と認めるもの

2 前項(第3号を除く。)の規定は、法第18条第2項(法第87条第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知について準用する。

(昭62規則34・平11規則29・平12規則7・平15規則42・平17規則58・平22規則15・平24規則28・一部改正)